

第2期中期目標期間における中期目標・中期計画の変更のメルクマール（案）

I 中期目標・中期計画の本文記載事項

中期目標・中期計画の具体的な判断は、各国立大学法人の中期目標・中期計画や各法人の事情に照らして個別に行うこととなるが、変更を認めることが相当であると考えられる場合は、概ね以下のとおりである。

1. 制度改正等により中期目標・中期計画の変更が不可欠となる場合

- (例)・ 法令改正等による制度の新設、改廃等に伴い中期目標・中期計画の変更が必要となる場合
- ・ 組織整備等に伴い当然に中期目標・中期計画の変更が必要となる場合

2. その他の状況の変化により、中期目標・中期計画の変更が考えられる場合

- (例)・ 天変地異等による事業遂行の不能の場合
- ・ IT化等の社会環境の進展により手段が陳腐化した場合
 - ・ 法人全体の新しい基本構想等の実施のため必要不可欠な場合
 - ・ 大学間の協定の締結等の実施のため必要不可欠な場合
- ただし、上記の例に該当する場合であっても、以下の事項に該当する場合は変更を認めることは相当ではない
- ① 中期目標前文の大学の基本的な目標の変更
 - ② 合理的な理由なく、中期目標に記載した水準が達成できないために中期目標の水準を引き下げる変更
 - ③ 合理的な理由なく、中期計画に記載した事項の実現が困難であるために中期計画の実行を容易とするような変更
 - ④ 中期目標・中期計画の内容を徒に抽象化する変更や、評価を著しく困難にする変更
 - ⑤ 中期目標・中期計画の内容に実質的な影響を及ぼさない変更
 - ⑥ その他①から⑤に準ずる変更

II 中期目標・中期計画の別紙及び別表記載事項

別紙及び別表に関する事項は、組織整備に伴う学部・研究科の名称変更や収容定員の変更など、中期目標・中期計画の変更の必要性が外形的に判断することが可能であるため、メルクマールは特段設けないこととする。